

資料 3

罰則について

令和 2 年 2 月 1 7 日
第 7 回 「収容・送還に関する専門部会」
出入国在留管理庁

罰則について

行政罰: 行政犯(注)に対して制裁として科せられる罰

- ・行政刑罰: 行政法上の義務違反に対して科される刑罰(原則として刑法総則が適用され, 刑事訴訟法に基づいて科刑)
- ・秩序罰: 民事上・訴訟上又は行政上の秩序維持のために過料をもって科される金銭罰(刑罰ではなく, 刑法総則・刑事訴訟法の適用なし)

注 行政犯(法定犯)とは, 行政法上の義務違反をいい, 違反することにより初めて反道義性・反社会性を帯びるものをいう。これに対し, 刑事犯(自然犯)とは, 行為それ自体が法規を待たずに反道義性・反社会性を有するものをいう。

	罪名	対象となる行為	法定刑	性質
入管法上の罰則	不法残留罪 (第70条第1項第5号)	在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間を経過して本邦に残留する行為	3年以下の懲役, 禁錮又は300万円以下の罰金(懲役又は禁錮に罰金を併科することも可能)	行政犯 (法定犯)
	特別放免の条件に反して逃亡等をする罪 (第72条第4号)	特別放免の際に付された条件に違反して逃亡する行為又は正当な理由なく呼出しに応じない行為	1年以下の懲役又は20万円以下の罰金(懲役に罰金を併科することも可能)	
	船舶の長等の義務違反 (第77条第1号)	入国審査官の審査等に協力する義務に違反して, 審査等を拒み, 又は妨げる行為	50万円以下の過料	
刑法上の罰則	公務執行妨害罪 (第95条第1項)	公務員が職務を執行するに当たり, これに対して暴行又は脅迫を加える行為	3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金	講学上, 刑法典上の犯罪の多くは刑事犯(自然犯)とされる。
	偽計・威力業務妨害罪 (第233条, 第234条)	偽計又は威力を用いて人の業務を妨害するなどの行為	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
	器物損壊罪 (第261条)	他人の物を損壊するなどの行為	3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料	

【参考】

執行罰: 強制執行の一方。義務の不履行に対して一定の期限を定めて過料に処すことを予告して間接的に将来の義務の履行を促し, 履行がない場合に過料を徴収するもの。

現行法上の例: 砂防法36条

- 私人が同法又は同法に基づいて発する命令による義務を怠るときは, 国土交通大臣等は, 一定の期限を示して, 期限内に履行しないとき又は履行が不十分なときは, 500円以内で指定した過料に処すことを予告して, 義務の履行を命じることができる。